

## 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

平成 23 年 3 月 30 日	国総計第 97 号
	国鉄財第 368 号
	国鉄業第 102 号
	国自旅第 240 号
	国海内第 149 号
	国空環第 103 号
平成 23 年 5 月 27 日	国総計第 14 号
	国空事第 118 号
平成 23 年 7 月 22 日	国総支第 4 号
	国自旅第 11 号
平成 23 年 9 月 30 日	国総支第 20 号
	国自旅第 50 号
平成 24 年 3 月 30 日	国総支第 60 号
	国自旅第 201 号
	国空環第 91 号
平成 24 年 4 月 16 日	国総支第 7 号
	国自旅第 36 号
平成 24 年 11 月 19 日	国総支第 43 号
	国自旅第 325 号
平成 25 年 5 月 8 日	国総支第 8 号
	国鉄事第 28 号
	国自旅第 21 号
	国海内第 10 号
平成 25 年 7 月 19 日	国総支第 35 号
	国自旅第 70 号
平成 26 年 3 月 28 日	国総支第 87 号
	国鉄都第 131 号
	国鉄事第 397 号
	国自旅第 619 号
	国海内第 93 号
	国空環第 94 号
平成 26 年 5 月 21 日	国総支第 12 号
平成 27 年 4 月 9 日	国総支第 65 号
	国鉄都第 131 号
	国鉄事第 330 号
	国自旅第 380 号
	国海内第 118 号
	国空環第 91 号

平成 28 年 3 月 31 日 国総支第 60 号  
国鉄都第 127 号  
国鉄事第 470 号  
国自旅第 407 号  
国海内第 136 号  
国空事第 7253 号  
国空環第 76 号

平成 28 年 11 月 28 日 国総支第 45 号  
国鉄都第 75 号  
国鉄事第 200 号  
国自旅第 210 号  
国海内第 109 号  
国空環第 56 号

平成 29 年 6 月 9 日 国総支第 15 号  
国鉄都第 38 号  
国鉄事第 57 号  
国自旅第 51 号  
国海内第 39 号  
国空事第 208 号

平成 29 年 8 月 2 日 国総支第 31 号  
国自旅第 103 号

平成 30 年 4 月 19 日 国総支第 68 号  
国鉄都第 195 号  
国自旅第 308 号  
国海内第 195 号  
国空事第 1111 号

平成 30 年 10 月 25 日 国総支第 33 号  
国総安政第 65 号

平成 31 年 2 月 25 日 国総支第 46 号  
国鉄都第 128 号  
国鉄事第 324 号  
国自旅第 249 号

平成 31 年 4 月 24 日 国総支第 1 号  
国自旅第 2 号

令和 2 年 2 月 5 日 国総地第 57 号  
国総交第 97 号  
国鉄都第 111 号  
国鉄事第 361 号  
国自旅第 253 号

令和 2 年 4 月 2 日 国総地第 80 号

		国鉄都第 265号
		国自旅第 334号
令和 2年 6月 22日		国総地第 33号
		国総安政第 22号
令和 2年 7月 1日		国総地第 34号
		国総モ第 16号
		国鉄事第 87号
		国自旅第 78号
		国海内第 29号
		国空事第 414号
令和 3年 2月 16日		国総地第 96号
		国鉄事第 633号
		国自旅第 406号
		国海内第 208号
		国空事第 1627号
令和 3年 4月 5日		国総地第 121号
		国自旅第 504号
		国海内第 234号
令和 4年 2月 15日		国総地第 61号
		国鉄総第 385号
		国鉄都第 155号
		国自旅第 462号
		国自技環第 158号
		国海内第 272号
令和 4年 2月 18日		国総地第 63号
		国鉄事第 632号
		国自旅第 468号
		国海内第 275号
		国空事第 1317号
令和 4年 3月 29日		国総地第 75号
		国自旅第 516号
令和 4年 5月 23日		国総地第 19号
		国自旅第 53号
令和 4年 6月 6日		国総地第 23号
		国総バ第 58号
		国自旅第 67号
		国自技環第 26号
令和 5年 3月 3日		国総地第 91号
		国自旅第 476号
令和 5年 3月 9日		国総地第 95号

国自旅第490号  
令和 5年 3月24日 国総地第107号  
国鉄総第492号  
国鉄都第218号  
国鉄事第827号  
国自旅第530号  
国自技環第208号  
国海内第241号  
国空事第1249号  
令和 5年 3月28日 国総地第120号  
令和 5年 6月30日 国総地第43号  
国鉄事第223号  
国自旅第79号  
国自技環第55号  
令和 5年 8月 1日 国総地第 57号  
国自旅第 97号  
令和 5年 9月 6日 国総地第 74号  
令和 6年 2月21日 国総地第118号  
令和 6年 3月12日 国総地第121号  
国自旅第339号  
令和 6年 3月18日 国総地第131号  
国自旅第349号  
令和 6年 3月18日 国総地第133号  
令和 6年 3月21日 国総地第138号  
国自旅第356号  
令和 6年 3月21日 国総地第141号  
国鉄事第803号  
国自旅第362号  
国自技環第207号  
国海内第178号  
国空事第1134号  
令和 6年 4月18日 国総地第 5号  
国鉄事第65号  
国自旅第13号  
国自技環第5号  
国海内第11号  
国空事第26号  
令和 6年 6月14日 国総地第77号  
国自旅第95号  
国海内第46号

令和 6年 9月 11日	国総地第118号
令和 6年 9月 30日	国総地第121号 国自旅第194号
令和 7年 1月 21日	国総地第158号 国自旅第258号
令和 7年 2月 21日	国総地第172号 国自旅第291号
令和 7年 3月 4日	国総地第176号 国鉄都第151号 国鉄事第499号 国自旅第295号 国自技環第172号 国海内第209号 国空事第1125号
令和 7年 5月 7日	国総地第11号 国鉄都第7号 国鉄事第25号 国自旅第3号 国自技環第5号 国海内第3号 国空事第14号

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）並びに離島航路整備法（昭和27年法律第226号）及び同法施行規則（昭和27年運輸省令第71号）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱の定めるところによる。

## 目次

### 第1編 共通事項（第1条—第3条）

### 第2編 地域公共交通確保維持事業

#### 第1章 陸上交通（第4条—第25条の16）

##### 第1節 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

##### 第2節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

##### 第2節の2 エリアー括協定運行事業

##### 第3節 車両減価償却費等国庫補助金

##### 第4節 公有民営方式車両購入費国庫補助金

## 第5節 貨客混載導入経費国庫補助金

### 第2章 離島航路（第26条—第58条）

#### 第1節 総則

#### 第2節 離島航路運営費等補助金

#### 第3節 離島航路構造改革補助金

### 第3章 離島航空路（第59条—第73条）

### 第3編 地域公共交通バリア解消促進等事業

#### 第1章 バリアフリー化設備等整備事業（第74条—第91条）

#### 第2章 利用環境改善促進等事業（第92条—第97条）

#### 第3章 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業（第98条—第105条）

### 第4編 地域公共交通調査等事業

#### 第1章 地域公共交通調査事業（第106条—第123条）

#### 第1節 地域公共交通計画策定事業

#### 第2章 地域公共交通利便増進事業（第127条—第132条）

#### 第1節 利便増進計画策定事業

#### 第2節 利便増進計画推進事業

#### 第3章 地域旅客運送サービス継続推進事業（第132条の2—第132条の7）

#### 第1節 運送継続計画策定事業

#### 第2節 運送継続計画推進事業

### 第4章 地域公共交通バリアフリー化調査事業

#### 第1節 移動等円滑化促進方針策定事業（第133条—第135条）

#### 第2節 移動等円滑化基本構想策定事業（第136条—第138条）

### 第5章 地域公共交通再構築調査事業（第139条—第143条）

### 第6章 共同経営計画策定事業（第144条—第146条）

### 第7章 エリア一括協定運行調査事業（第147条—第150条）

## 第1編 共通事項

### （目的）

第1条 この補助金は、生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とする。

### （定義等）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「生活交通確保維持改善計画」とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会（第3条第2項を除き、以下「協議会」という。）又は都道府県若しくは市区町村が、

地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう。

- 二 「地域公共交通確保維持事業」とは、地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において地域の特性・実情に最適な交通手段を確保・維持するために、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）第5条第1項に規定する地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画及び離島航空路確保維持計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。
- 三 「地域公共交通バリア解消促進等事業」とは、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るために実施される事業であって、「バリアフリー化設備等整備事業」、「利用環境改善促進等事業」及び「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」をいう。
- 四 「バリアフリー化設備等整備事業」とは、公共交通機関における高齢者・障害者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進等を図るために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。
- 五 「利用環境改善促進等事業」とは、バリアフリー化されたまちづくりの一環としてより制約の少ないシステムの導入等地域公共交通の利用環境改善を促進するために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。
- 六 「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」とは、鉄道及び軌道による輸送の安全を確保するために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。
- 七 「地域公共交通調査事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。
- イ 地域公共交通確保維持事業又は地域公共交通バリア解消促進等事業による補助を受けようとする事業について定める生活交通確保維持改善計画等の計画を策定するために必要な調査を行う事業（ロ、次号イ及び第九号イに掲げるものを除く。）
- ロ 地域公共交通計画を策定するために必要な調査を行う事業
- 八 「地域公共交通利便増進事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。
- イ 活性化法第27条の16第1項に規定する地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進計画」という。）を策定するために必要な調査を行う事業
- ロ 利便増進計画（活性化法第27条の17の規定により大臣の認定を受けたものに限る。第128条及び別表26-1の利便増進計画策定事業に係る補助対象経費の欄を除き、以下同じ。）に基づいて実施される利用促進に係る事業及び当該計画の達成状況等の評価に係る事業
- 九 「地域旅客運送サービス継続推進事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。
- イ 活性化法第27条の2第1項に規定する地域旅客運送サービス継続実施計画（以下「運送継続計画」という。）を策定するために必要な調査を行う事業

- ロ 運送継続計画（活性化法第27条の3の規定により大臣の認定を受けたものに限る。第132条の3及び別表26－2の運送継続計画策定事業に係る補助対象経費の欄を除き、以下同じ。）に基づいて実施される利用促進に係る事業及び当該計画の達成状況等の評価に係る事業
  - 十 「地域公共交通バリアフリー化調査事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。
    - イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第24条の2第1項に規定する移動等円滑化促進方針を策定するために必要な調査を行う事業
    - ロ バリアフリー法第25条第1項に規定する移動等円滑化基本構想を策定するために必要な調査を行う事業
  - 十一 「地域公共交通再構築調査事業」とは、鉄道路線の全部又は一部の区間における、持続可能性と利便性の高い地域公共交通への再構築を図るために実施される事業をいう。
  - 十二 「共同経営計画策定事業」とは、地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和2年法律第32号）に基づく共同経営計画を策定するために必要な調査を行う事業をいう。
- 2 協議会、都道府県又は市区町村は、住民、地域公共交通の利用者、その他利害関係者の意見を反映させるため、前項第一号の生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画、離島航空路確保維持計画及び生活交通改善事業計画を含む。）を策定しようとするときは、あらかじめ協議会への当事者の参加、アンケート、ヒアリング、公聴会又はパブリックコメント等を行わなければならない（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業を除く。）。
- 3 協議会、都道府県又は市区町村は、第1項第一号の生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画、離島航空路確保維持計画を含む。）を策定するに当たって、外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）第5条の外客来訪促進計画が策定されているときは同計画と整合性のとれたものでなければならない。

#### （協議会）

- 第3条 前条第1項第一号の協議会は、以下の者によって構成される。
- 一 関係する都道府県又は市区町村
  - 二 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
  - 三 地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「地方運輸局等」という。）又は地方航空局
  - 四 その他地域の生活交通の実情、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者
- 2 第2編第1章の陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画を作成する都道府県又は市町村が組織する活性化法第6条第1項に規定する協議会（以

下「活性化法法定協議会」という。)にあっては、地域間幹線系統は地域間のみならず地域内の生活交通の機能を有すること、地域内フィーダー系統は地域間幹線系統と一体として地域の生活交通ネットワークを形成するものであることから、これらを踏まえ、的確かつ効果的な計画の策定が可能となるよう関係する都道府県及び市区町村がともに参加すること。

- 3 第2編第2章の離島航路に係る地域公共交通確保維持事業に係る生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画を含む。）を策定する協議会にあっては、離島航路が地域の幹線交通であるとともに生活交通であることから関係する都道府県及び市町村がともに参加すること。
- 4 地方運輸局等及び地方航空局は、生活交通確保維持改善計画の策定に必要な助言等を行う。
- 5 協議会は、補助対象事業ごとに補助対象事業について評価を行い、その結果について地方運輸局又は地方航空局の長に報告しなければならない。

(中略)

(中略)

第3編 地域公共交通バリア解消促進等事業

第1章 バリアフリー化設備等整備事業

(補助対象事業等)

第74条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この章において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本章における補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表23に定めるものとする

#### （生活交通確保維持改善計画）

第75条 バリアフリー化設備等整備事業を行う場合は、生活交通確保維持改善計画に、次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
- 二 バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
- 三 バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
- 四 バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
- 五 計画期間

2 バリアフリー化設備等整備事業に限定した計画として策定する場合は、前項各号の事項を記載した生活交通改善事業計画の策定をもって、生活交通確保維持改善計画に代えることができる。

#### （補助金の額）

第76条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表23に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

#### （補助金交付申請）

第77条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第4-1による補助金交付申請書に、第75条第1項各号の事項を記載した生活交通確保維持改善計画又は生活交通改善事業計画を添付し、大臣に提出しなければならない。

#### （交付の決定及び通知）

第78条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第4-2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

#### （交付決定の変更等の申請）

第79条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第4-3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な場合を除く。
- 二 別表23に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の10%以内の流用増減の場合

を除く。

#### (交付決定の変更及び通知)

第80条 大臣は前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第4-4による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

#### (申請の取下げ)

第81条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

#### (状況報告)

第82条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第4-5による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。

3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

#### (実績報告)

第83条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第4-6による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第4-7による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

#### (補助金の額の確定等)

第84条 大臣は、前条本文の規定による完了実績報告を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第4-8により補助対象事業者に通知するものとする。

#### (補助金の請求)

第85条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第4-9による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

#### (事業の中止等)

第86条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の整理)

第87条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならぬ。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第88条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第89条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、次項で定める期間保存しておかなければならぬ。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

2 前項で規定する期間は、処分制限期間告示に定める期間とする。

(取得財産等の管理等)

第90条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第91条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助金交付の目的及び耐用年数省令を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでは、大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第4-10による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。

3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(中略)

別表23（第74条第2項関連）

## バリアフリー化設備等整備事業（補助対象事業者等）

種目	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
鉄道	鉄軌道事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄軌道駅の移動等円滑化に要する経費（段差の解消及びバリアフリートイレの設置並びに誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。））</li> <li>・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費（駅舎、待合施設、情報提供案内板、ホームページ制作等）</li> <li>・障害者用ICカードシステム及び障害者用WEB予約・決済システムの導入に要する経費</li> </ul>	1／3
自動車	一般乗合旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う者に限る。）、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者に車両を貸与する者	・バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費（ノンステップバス・リフト付バス（空港アクセス又は観光周遊に使用するものを除く。）、福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシー（空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。）を除く。）の導入・改造に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費）	1／3 (ただし、ノンステップバス、リフト付バスについては、1／4又は当該補助対象経費と通常車両価格との差額に1／2を乗じて得た額のいずれか少ない額)
	一般乗用旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体、上記に準ずるものとして大臣が認定した者	・福祉タクシーの共同配車センターの整備に要する経費（通信設備整備、車載機器整備、コーディネーターの育成）	
	一般乗合旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う者に限る。）、バスターミナル事業を営む者、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者を構成員に含む団体、及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バスターミナル、タクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費（段差の解消（構造上の理由により、スロープ又はエレベーターを設置することが困難である場合であって、昇降機（車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものに限る。）を整備する場合に限る。）及び誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。））</li> <li>・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費（待合施設、ホームページ制作等）</li> </ul>	

	一般乗合旅客運送事業者及び同事業者を構成員に含む団体、上記に準ずるものとして大臣が認定した者	・障害者用ＩＣカードシステム及び障害者用ＷＥＢ予約・決済システムの導入に要する経費	1／3
海事	国内一般旅客定期航路事業を営む者（以下「国内一般旅客定期航路事業者」という。）、国内旅客不定期航路事業を営む者（以下「国内旅客不定期航路事業者」という。）、国内において一般不定期航路事業を営む者（以下「国内一般不定期航路事業者」という。）、これらの者に船舶を貸与する船舶貸渡業を営む者	・船舶の移動等円滑化に要する経費、段差の解消及びバリアフリートイレの設置等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む）附帯工事費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。）	1／3
	国内一般旅客定期航路事業者、国内旅客不定期航路事業者、国内一般不定期航路事業者で旅客船ターミナルを設置し、又は管理する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅客船ターミナルの移動等円滑化に要する経費（段差の解消及びバリアフリートイレの設置等並びに誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。））</li> <li>・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費（待合施設、情報提供案内板、ホームページ制作等）</li> </ul>	
	国内一般旅客定期航路事業者、国内旅客不定期航路事業者、国内一般不定期航路事業者、これらの者に船舶を貸与する船舶貸渡業を営む者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の利用に対応したＷＥＢによる乗船券等の予約・決済システム、ＱＲコード等による乗船券等のチケットレス化に対応した乗船・客室設備の導入・改修に要する経費</li> <li>・障害者等に対する音声ガイドサービスの導入に要する経費</li> </ul>	

航空	本邦航空運送事業者及び航空旅客ターミナル施設を設置し又は管理する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化に要する経費（段差の解消（構造上の理由により、スロープ又はエレベーターを設置することが困難である場合であって、昇降機（車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものに限る。）を整備する場合に限る。）及び誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。））</li> <li>・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費（待合施設、情報提供案内板、ホームページ制作等）</li> </ul>	1／3
----	-----------------------------------	--	-----

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。  
また補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第4-11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
3. ノンステップバスの導入に係る補助対象は、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成15年12月26日付け国自技第211号、平成18年3月20日付け国自技第254号、平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたノンステップバスに限ることとする。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。
4. ユニバーサルデザインタクシーの導入に係る補助対象は、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（令和2年3月31日付け国自旅第326号）に基づく認定を受けたタクシーに限ることとする。
5. ユニバーサルデザインタクシーの導入・改造に係る補助対象事業者は、特別区・武三交通圏において1,000両以上のタクシー車両を保有し、補助金の交付申請を行う年度の前年度、前々年度、前々々年度のいずれかにおける経常収支が黒字であった事業者（特別区・武三交通圏を営業区域とするグループ会社にあっては、当該グループ会社から業務提携会社を除いた事業者を1つの事業者とみなす。）を除くこととする。
6. 「一般不定期航路事業」については、令和7年4月1日の海上運送法改正以前においては、「人の運送をする不定期航路事業」と読み替える。